

変更届(第10号様式)に必要な添付書類等一覧表

| | 変更事項 | 必要な添付書類 | | 備 考 |
|----|------------------------------------|--|----|---|
| | | 法人 | 個人 | |
| 1 | 商 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 (申請日から3か月以内のもの(写し可)) ・暴力団排除に関する誓約書 (第7号様式) ・委任状(第3号様式) | | <ul style="list-style-type: none"> ・受任者がある場合は、委任状の提出が必要です。 |
| 2 | ① 代表者 | <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 (申請日から3か月以内のもの(写し可)) ・暴力団排除に関する誓約書 (第7号様式) ・役員等名簿(第7号様式の2) ・委任状(第3号様式) | | <ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合、あくまでその個人としての資格登録となるため、通常、変更はありません。ただし、個人事業主が死亡した場合におけるその相続人や、個人から個人へ営業譲渡する場合で譲受人が前事業主の親族である場合は、資格を継承し、変更届により資格の変更ができます。この場合の添付書類は、13から14をご覧ください。 ・役員名簿への記載は、変更者のみ記載してください。 ・受任者がある場合は、委任状の提出が必要です。 |
| | ② 代表者(職名のみ) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「代表取締役」から「取締役社長」への変更等、職名のみが変更になった場合は、添付書類は不要です。 |
| 3 | 本店住所、 TEL、 FAX | <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 (申請日から3か月以内のもの(写し可)) | | <ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAX番号のみの変更のときは添付書類は不要です。 |
| 4 | ① 登録事業所の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(第3号様式) | | <ul style="list-style-type: none"> ・受任者がある場合は、委任状の提出が必要です。 |
| | ② 登録事業所の住所、 TEL、 FAX | | | |
| | ③ 登録事業所自体 A県外事業所 →B県外事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(第3号様式) ・役員等名簿(第7号様式の2) | | <ul style="list-style-type: none"> ・受任者の変更もある場合は、()の書類の提出が必要です。電話、FAX番号の変更もあれば併せて届け出てください。 |
| | ④ 登録事業所自体 A県外事業所 →C高知県内事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(第3号様式) ・役員等名簿(第7号様式の2) ・高知県県税事務所発行の納税証明書 ・個人住民税特別徴収実施申告書 (第6号様式) | | <ul style="list-style-type: none"> ・受任者の変更もある場合は、()の書類の提出が必要です。電話、FAX番号の変更もあれば併せて届け出てください。 ・添付する証明書は、申請日から3か月以内のもの(写し可)でかまいません。 |
| 5 | ① 受任者 | <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(第3号様式) ・役員等名簿(第7号様式の2) | | <ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿への記載は、変更者のみ記載してください。 |
| | ② 受任者(職名のみ) | <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(第3号様式) | | |
| 6 | 営業種目の追加 又は削除 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・追加する種目が多いときは、変更届に「別紙のとおり」と記入し、「営業種目一覧表」を使用してもかまいません。 |
| 7 | ・ISO14001認証の取得 又は喪失 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・認証を取得した場合は当該登録証の写しを添付してください。 |
| 8 | ・エコアクション21認証 の取得又は喪失 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・認証を取得した場合は当該登録証の写しを添付してください。 |
| 9 | ・こうちSDGs推進企業 登録証の取得又は喪失 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・登録した場合は当該登録証の写しを添付してください。 |
| 10 | ・高知県ワークラフパ ランス推進企業認証の取 得又は喪失 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・認証を取得した場合は当該登録証の写しを添付してください。 |
| 11 | 障害者雇用状況の変更 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用については、申請要領第9号様式の脚注で確認してください。 ・新たに法定雇用率制度が適用されることになり、登録を希望する場合は、直近の障害者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所の受付印のあるもの)も添付してください。 |
| 12 | 登録の取消し(廃業) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・変更届の様式によらず任意の様式でも可です。 |

| | 変更事項 | 必要な添付書類 | | 備 考 |
|----|---|---|---|--|
| | | 法人 | 個人 | |
| 13 | 個人事業主 (個人事業主が死亡した場合のその相続人が継承) | | <ul style="list-style-type: none"> 個人と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本等) 身分証明書(本籍地の市町村発行) 納税証明書※ 個人住民税特別徴収実施申告書(第6号様式) 暴力団排除に関する誓約書(第7号様式) 役員名簿(第7号様式の2) | <ul style="list-style-type: none"> 商号、住所、電話、FAX番号等、変更がある事項について、漏れなく記入してください。 添付する証明書等は、全て、申請日から3か月以内のもの(写し可)でかまいません。 |
| 14 | 個人事業主 (親族への営業譲渡) | | <ul style="list-style-type: none"> 個人と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本等) 身分証明書(本籍地の市町村発行) 納税証明書※ 個人住民税特別徴収実施申告書(第6号様式) 暴力団排除に関する誓約書(第7号様式) 役員名簿(第7号様式の2) | <ul style="list-style-type: none"> 商号、住所、電話、FAX番号等、変更がある事項について、漏れなく記入してください。 添付する証明書等は、全て、申請日から3か月以内のもの(写し可)でかまいません。 |
| 15 | 個人事業主が死亡した場合で、相続人が法人の代表者として設立した場合におけるその法人 | <ul style="list-style-type: none"> 個人と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本等) 登記事項証明書 納税証明書 個人住民税特別徴収実施申告書(第6号様式) 暴力団排除に関する誓約書(第7号様式) 役員名簿(第7号様式の2) | | <ul style="list-style-type: none"> 商号、住所、電話、FAX番号等、変更がある事項について、漏れなく記入してください。 添付する証明書等は、全て、申請日から3か月以内のもの(写し可)でかまいません。 |
| 16 | 個人事業主→法人化 | <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 納税証明書 個人住民税特別徴収実施申告書(第6号様式) 暴力団排除に関する誓約書(第7号様式) 役員名簿(第7号様式の2) | | <ul style="list-style-type: none"> 商号、住所、電話、FAX番号等、変更がある事項について、漏れなく記入してください。 添付する証明書等は、全て、申請日から3か月以内のもの(写し可)でかまいません。 |
| 17 | 法人→個人事業主 | | <ul style="list-style-type: none"> 身分証明書(本籍地の市町村発行) 納税証明書※ 個人住民税特別徴収実施申告書(第6号様式) 暴力団排除に関する誓約書(第7号様式) | <ul style="list-style-type: none"> 商号、住所、電話、FAX番号等、変更がある事項について、漏れなく記入してください。 添付する証明書等は、全て、申請日から3か月以内のもの(写し可)でかまいません。 |
| 18 | 法人が合併した場合の、有資格者が吸収した場合の法人 | <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 暴力団排除に関する誓約書(第7号様式) 役員名簿(第7号様式の2) | | <ul style="list-style-type: none"> 添付する証明書等は、全て、申請日から3か月以内のもの(写し可)でかまいません。 吸収された法人は廃止届(様式自由)を提出してください。 |

※納税証明書とは、

①個人事業税(都道府県発行)

②個人県民(住民)税(市町村発行)

③消費税及び地方消費税(「その3の2」、「その3の3」のいずれか1つ)(税務署発行)

の納税証明書(申請日から3か月以内のもの(写し可))ですが、詳しくは総務事務センター会計・物品担当(TEL088-823-9788)までお問い合わせ下さい。